破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第２３０２号
北海道石狩郡当別町六軒町67番地55
債務者　村川　　裕
1　決定年月日時　平成30年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月８日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２３６３号
札幌市北区新琴似９条２丁目４番１―109号
債務者　齊藤　進吾
1　決定年月日時　平成30年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月８日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２３６９号
札幌市中央区南12条西22丁目１番40号　ノアガーデン旭ヶ丘アーバンクラス
債務者　菊井久美子
1　決定年月日時　平成30年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月８日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２３８６号
札幌市厚別区大谷地東３丁目２番１―513号
債務者　豊嶋　真実
1　決定年月日時　平成30年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月８日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２３９８号
札幌市清田区平岡４条３丁目17番12号
債務者　前川　圭亮
1　決定年月日時　平成30年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月８日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２４０９号
札幌市豊平区平岸５条12丁目３番13―203号
債務者　榮　　一美（旧姓片桐）
1　決定年月日時　平成30年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月８日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２４１４号
札幌市厚別区厚別中央３条４丁目10番１号　ハイツミストラル101号
債務者　山下　幸子（旧姓熊谷）
1　決定年月日時　平成30年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月８日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２４１９号
札幌市北区屯田６条６丁目１番１―402号
債務者　齊藤　ノア
1　決定年月日時　平成30年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月８日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２４２７号
北海道石狩市花川南１条３丁目184番地　コーポはまなす103号
債務者　堺　　吉昭
1　決定年月日時　平成30年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月８日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２４３８号
札幌市西区二十四軒１条６丁目３番13号　琴似グランドハイツ303号
債務者　奥村　由紀（旧姓後藤・古川）
1　決定年月日時　平成30年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月８日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２４４４号
札幌市白石区本郷通７丁目北１番18号　グァレンテ本郷101号
債務者　濱田　孝進
1　決定年月日時　平成30年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月８日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２４９号
群馬県藤岡市小林490番地１　プロミネント406
債務者　新井　茂秋
1　決定年月日時　平成30年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月８日まで
　　前橋地方裁判所高崎支部

平成２９年（フ）第４５５号
静岡県伊豆の国市古奈1107番地の１　石橋アパート
債務者　佐々木将太
1　決定年月日時　平成30年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月８日まで
　　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第４５６号
静岡県伊豆の国市古奈1107番地の１　石橋アパート
債務者　佐々木桃子
1　決定年月日時　平成30年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月８日まで
　　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第４８３号
静岡県沼津市沼北町２丁目11番35号　好花苑ハイツ107号
債務者　椎野由紀子
1　決定年月日時　平成30年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月８日まで
　　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成３０年（フ）第２号
静岡県伊東市富戸1317番地の2520　大室高原９―116
債務者　千葉　昭弘
1　決定年月日時　平成30年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月８日まで
　　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第７４６号
大阪府南河内郡太子町大字太子624番地の９
債務者　中村　孝宏
1　決定年月日時　平成30年１月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月８日まで
　　大阪地方裁判所堺支部破産係